

四市複合事務組合斎場利用の手引き

(令和7年4月)

四 市 複 合 事 務 組 合
(船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市)

〈本手引き中主な施設の利用方法の変更について〉

- ・馬込斎場使用料改定

目 次

I 四市複合事務組合斎場 施設の概要

1 設置者	1
2 斎場施設	1
(1) 馬込斎場	
(2) しおかぜホール茜浜	

II 四市複合事務組合斎場 施設の利用について

1 概要・利用資格	7
(1) 概要	
(2) 利用資格	
2 休業日	7
3 受付時間・予約方法	7
(1) 受付時間等	
(2) 予約方法	
(3) 予約システム利用者登録方法	
(4) 予約システム禁止事項	
4 書類の手続き	11
(1) 死亡届（死産届）・医師の証明書等（身体の一部）	
(2) 馬込斎場使用許可申請・しおかぜホール茜浜使用許可申請	
5 ご遺体の納棺と安置	12
(1) 納棺	
(2) 副葬品の制限	
(3) 搬送	
6 利用当日の手続き・支払い等	13
(1) 火葬到着時の手続き	
(2) 火葬中の手続き	
7 葬儀	14
(1) 葬儀業者の式場等での葬儀	
(2) 馬込斎場又はしおかぜホール茜浜での葬儀	
8 火葬	14
(1) 受入時間	
(2) 受け入れ	
(3) 最後のお別れ（対面）	
(4) 火葬中の滞在等	
(5) 納骨容器等の頒布	
(6) 骨壺の準備・取り違い等の防止	
(7) 収骨	
9 利用の案内及び遵守事項等	16
(1) 利用の案内	
(2) 遵守事項	
(3) 葬儀業者への連絡依頼事項等	

(4) 荷物の搬入出	
10 火葬の流れ	18
11 その他	18
(1) 証明書の発行	
(2) 改葬予約方法	
(3) 骨葬・法事予約方法	
(4) 身体の一部の焼骨を合わせて納める場合	
(5) その他	
Ⅲ 式場の利用について	
1 概要・利用資格	20
(1) 概要	
(2) 利用資格	
2 使用制限	20
3 休業日	20
4 受付時間・予約方法	20
(1) 受付時間	
(2) 予約方法	
5 式場使用者の火葬受入時間	21
(1) 馬込斎場	
(2) しおかぜホール茜浜	
6 使用時間等	21
7 式場利用時の出棺時刻	21
8 式場利用の流れ	21
9 式場の飾りつけ等	22
(1) 遵守事項	
(2) 持込禁止物品	
(3) その他式場使用に係る事項	
Ⅳ 遺族控室・通夜振舞用控室・宗教者控室の利用について	
1 遺族控室	25
(1) 馬込斎場	
(2) しおかぜホール茜浜	
(3) その他使用に係る事項	
2 通夜振舞用控室	25
(1) 馬込斎場	
(2) しおかぜホール茜浜	
(3) その他使用に係る事項	
3 宗教者控室	26
Ⅴ 遺体保管室等の利用について	
1 遺体保管室数	27
2 入出時間等	27
3 面会時間	27
4 面会室の使用	27

5	その他	27
VI 霊柩自動車の利用について		
1	利用対象	29
2	距離加算	29
3	支払い	32
4	その他	32
VII 利用料金		
1	馬込斎場	33
2	しおかぜホール茜浜	33
3	霊柩自動車	33

添付資料

I 四市複合事務組合斎場 施設の概要

1 設置者

組合名 : 四市複合事務組合

構成市 : 船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市

所在地 : 〒273-0005

千葉県船橋市本町2丁目7番8号(船橋市福祉ビル5階)

電話 : 047-436-2772

FAX : 047-436-2774

H P : <https://yfj.jp/>

2 斎場施設

(1) 馬込斎場

①所在地 : 〒273-0851

千葉県船橋市馬込町1102番地1

電話 : 047-438-1151

FAX : 047-438-1152

H P : <https://saijou.com/magome/>

②施設の概要

設置年月日 : 昭和55年4月1日

敷地面積 : 19,601.70 m²

建物の構造 : 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階

建築面積 : 4,371.46 m²

延床面積 : 5,953.93 m²

火葬炉 : 15炉(普通10炉・大型5炉)

台車式寝棺炉(燃料:灯油・都市ガス)

収骨室 : 5室

待合室 : 11室

式場 : 4室

第1式場	100席	・第2式場	60席
第3式場	60席	・第4式場	30席

霊安室 : 3室(遺体保管室を設置してある部屋)

遺体保管室 : 16室(個々の冷蔵保管室)

面会室 : 1室

更衣室 : 2室

授乳室 : 2室

キッズスペース : 1室

コインロッカー : 56個(使用料金リターン式・100円)

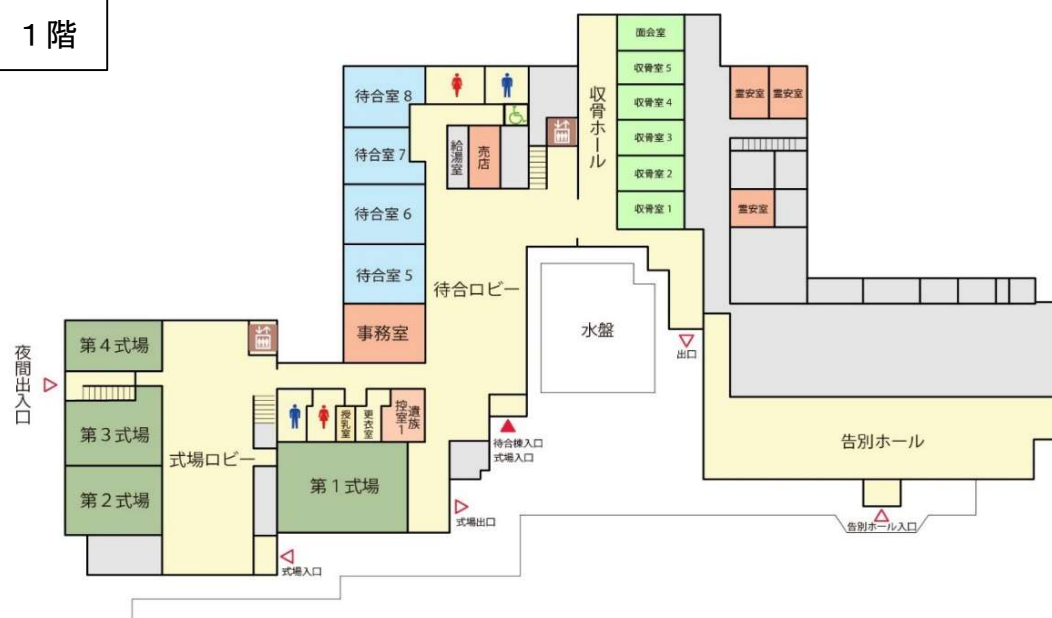
宗教者控室 : 4室

霊柩自動車 : 1台(ワンボックス型1台(セレナ))

※しおかぜホール茜浜兼用
駐 車 場 : 約200台

③馬込斎場平面図

1 階



2 階



④馬込斎場配置図



⑤馬込斎場交通案内

(バス) 船橋駅北口⑥番乗場 ← 馬込斎場前
約 4 km

鎌ヶ谷大仏①番乗場 ← 馬込斎場前
約 3.8 km

(電車) 東武野田線 (東武アーバンパークライン) 馬込沢駅
約 1.5Km

(自家用車) カーナビゲーションをお持ちの場合は、目的地を『馬込斎場』
としていただくか、電話番号に『047-438-1151』をセットして、
ご来場ください。

H P : <https://saijou.com/magome/>の地図をご参照ください。

(2) しおかぜホール茜浜

①所在地 : 〒275-0024

千葉県習志野市茜浜3丁目7番6号

電話 : 047-409-9270

FAX : 047-409-9271

H P : <https://saijou.com/shiokaze/>

②施設の概要

設置年月日 : 令和元年10月1日

敷地面積 : 25,000㎡

建物の構造 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階

建築面積 : 6,373.86㎡

延床面積 : 9,947.75㎡

火葬炉 : 12炉 (大型10炉・特大2炉)

台車式寝棺炉 (燃料: 都市ガス)

告別室・収骨室 : 5室

(火葬)待合室 : 15室 (大12室・小3室)

式場	: 4室	{	第1式場	90席・第2式場	60席	}
			第3式場	90席・第4式場	60席	}
(式場)控室	: 4室	{	第1式場	48席・第2式場	36席	}
			第3式場	48席・第4式場	36席	}

霊安室 : 1室 (遺体保管室を設置してある部屋)

遺体保管室 : 14室 (個々の冷蔵保管室)

面会室 : 1室

更衣室 : 2室

授乳室 : 2室

キッズルーム : 1室

コインロッカー : 80個 (使用料金リターン式・100円)

宗教者控室 : 4室

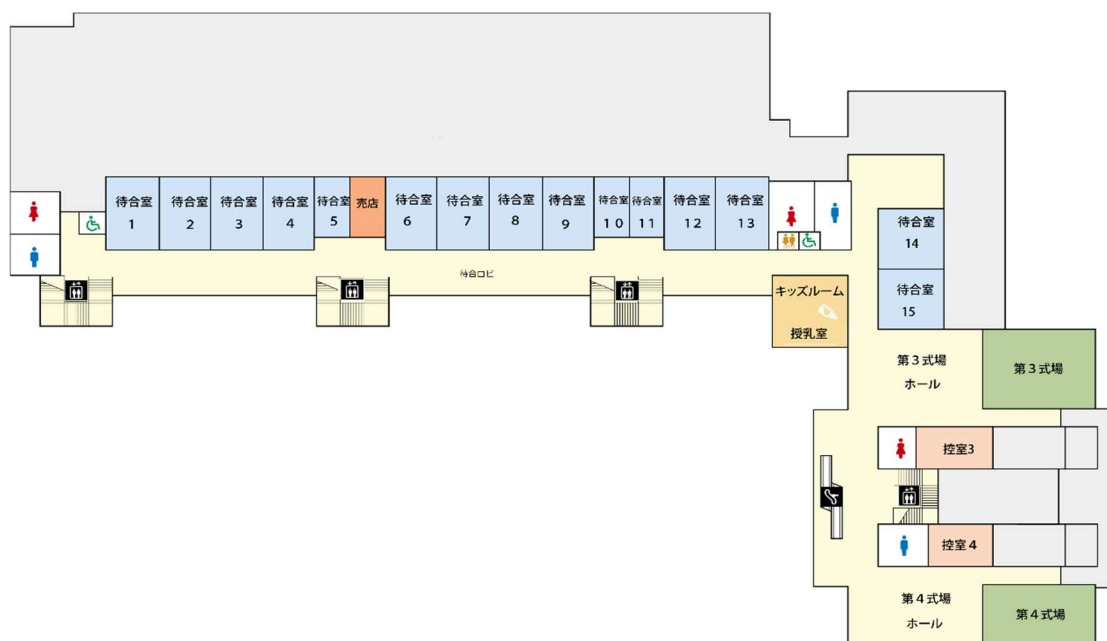
駐車場 : 約300台

③しおかぜホール茜浜平面図

1 階



2 階



④しおかぜホール茜浜配置図



⑤しおかぜホール茜浜交通案内

J R 京葉線 新習志野駅	←→	しおかぜホール茜浜
	約 3 km	
J R 総武線 津田沼駅	←→	しおかぜホール茜浜
	約 6.3 km	
京成本線 京成津田沼駅	←→	しおかぜホール茜浜
	約 5.2 km	

（自家用車）カーナビゲーションをお持ちの場合は、目的地を『しおかぜホール茜浜』としていただくか、電話番号に『047-409-9270』としていただくか、住所に『習志野市茜浜 3-7-6』をセットしてご来場ください。

H P : <https://saijou.com/shiokaze/>の地図をご参照ください。

Ⅱ 四市複合事務組合斎場 施設の利用について

「馬込斎場」及び「しおかぜホール茜浜」の利用に際し、以下についてご理解・ご承知のうえ、斎場運営にご協力をお願いします。

1 概要・利用資格

(1) 概要

馬込斎場及びしおかぜホール茜浜には「火葬場」と「式場」があります。

「火葬場」は死亡された方等の火葬を法律に基づいて行うほか、身体の一部火葬を行う施設です。

「式場」は葬儀（通夜・告別式等）を行うことのできる施設です。

このほか、「遺体保管室（霊安室）」、「霊柩自動車」があります。

いずれも、予約が必要で使用料金がかかります。

(2) 利用資格

船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市のいずれかに住所（死亡者にあつてはその死亡時の住所とし、申請者（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に限る。））にあつてはその者の住所とする。）を有する方（以下「住民」という。）がご利用いただけます。また、住民以外の方でも馬込斎場の式場以外はご利用いただけます。

ただし、斎場の管理上支障があると認められるとき及び式場の利用が暴力団の利益になると認められるときなどは使用許可をしません。

2 休業日

- ・ 1月1日
- ・ 管理者が別に定める日
- ・ 友引日（受付業務、式場業務及び霊柩運送業務は行います。）
- ・ 年始特定日（1月2日・3日、受付業務及び霊柩運送業務は行います。）

3 受付時間・予約方法

(1) 受付時間等

① 予約システムによる受付

受付時間：24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

予約ができる期間

火葬：火葬を行おうとする日の10日前の午前7時から火葬を行おうとする日の前日の午後0時（正午）まで。

式場：火葬を行おうとする日の10日前の午前7時から火葬を行おうとする日の前々日の午後0時（正午）まで。

住民以外の方がしおかぜホール茜浜の式場を予約する場合は、火葬を行おうとする日の4日前の午前7時から、火葬を行おうとす

る日の前々日の午後0時(正午)まで。

※ なお、住民以外の方が馬込斎場を利用できるのは、特別な理由がある場合に限りです。

②電話及び窓口

受付時間：午前9時から午後5時まで

(2) 予約方法

①個人

ご利用を希望される斎場の電話（馬込斎場 047-438-1151・しおかぜホール 茜浜 047-409-9270）又は窓口にて予約してください。

予約時又は予約後に、詳細の打ち合わせのため火葬許可証（身体の一部にあっては、医師の証明書等）をご用意のうえ、ご来場ください。

②予約システム利用者登録済み葬儀業者等

予約システムを利用し、予約時の事前必要事項の入力後、登録（新規）ボタンを押すことにより、先着順で予約の枠の確保ができ、予約番号が発行されます。速やかに詳細必要事項の入力をお願いします。

③予約システム利用者登録をしていない葬儀業者等

初回はしおかぜホール茜浜の電話（047-409-9270）又は窓口にて対応します。予約の枠を確保しますので、早急に予約システムの利用者登録をしていただき、付与されました利用者登録番号（業者番号）及びパスワードにて詳細必要事項を入力してください。

2回目以降は予約システムを利用してください。

④予約時の事前必要事項

- ・ 火葬日時及び待合室利用の決定並びに式場利用日及び待合室利用の決定
※予約システムの空き情報をご確認ください。
- ・ 予約種別（大人・小人・死胎・身体の一部・改葬）
- ・ 火葬炉種別（馬込斎場にあつては普通炉・大型炉、しおかぜホール茜浜にあつては大型炉・特大炉）
- ・ 式場の使用の有無
- ・ 火葬待合室の使用の有無
- ・ 死亡者及び申請者の住所区分（住民・住民以外）
 - 死胎にあつては母又は父の住所区分（住民・住民以外）
 - 身体の一部にあつては本人及び申請者の住所区分（住民・住民以外）
- ・ 死亡日（死胎にあつては分べん日）
- ・ 死亡者の氏名（かな）
 - 死胎にあつては母又は父の氏名（かな）
 - 身体の一部にあつては本人の氏名（かな）
- ・ 遺体保管室の使用の有無
- ・ 面会室の使用の有無（遺体保管室使用のみ）

- ・ 霊柩自動車の使用の有無

⑤ 予約時の詳細必要事項

○ 申請者の情報

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 死亡者との続柄
- ・ 連絡先

○ 死亡者の情報

- ・ 火葬許可証発行市区町村名、発行番号
- ・ 氏名（死胎は母又は父、身体の一部にあっては当人）
- ・ 性別
- ・ 出生年月日（死胎は妊娠月数または週数）
- ・ 死亡日時（死胎は分べん日時）
- ・ 本籍（死胎は母又は父）
- ・ 死亡時住所（死胎は母又は父）
- ・ 死亡場所（死胎は分べん場所）
- ・ 死因
- ・ 案内表示名及び収骨案内放送名（かな）
- ・ 出棺場所
- ・ 宗派
- ・ 式場の祭壇種別
- ・ 告別ホール（しおかぜホール茜浜は告別室）でのお別れの有無
- ・ ペースメーカー等の有無
- ・ 通夜参列者数（式場使用のみ）
- ・ 火葬待合室利用者人数
- ・ 棺サイズ及び総重量
- ・ 納骨容器等購入の有無
- ・ 火葬（分骨）証明書発行の有無

○ 葬儀業者情報

- ・ 担当者氏名
- ・ 連絡先電話番号

詳細必要事項入力後、登録確定となります。

※ 予約システムに火葬許可証の情報を入力する際は、火葬許可証のとおり入力していただき、数字は半角数字で入力をお願いします。

⑥ 火葬許可証等の送信

施設利用前日の午後0時（正午）までに、「特記事項連絡票兼火葬許可証送信票」に必要事項を記入し、火葬許可証（身体の一部にあっては、医師の証明書等）を予約した施設にFAXしてください。また、火葬許可証等の死因

が一類感染症等の場合は、死亡診断書も併せてFAXしてください。

火葬当日に火葬許可書（身体の一部にあつては、医師の証明書等）を持参しない場合は火葬を行うことはできません。

馬込斎場 FAX 047-438-1152

しおかぜホール茜浜 FAX 047-409-9271

⑦予約内容の変更及び取り消し

- ・ 予約内容の変更や火葬枠、式場枠の取り消しを行うと他の利用者の迷惑となりますので、あらかじめ、ご葬家、宗教者及び葬儀業者などで打ち合わせを行ってから予約をしてください。
- ・ やむを得ず予約内容の変更や火葬枠、式場枠の取り消しが必要になった場合には、予約した斎場に電話連絡をしていただくとともに「予約内容変更連絡票」に必要事項（変更内容や変更理由等）を記入のうえ、予約した斎場にFAXしてください。
- ・ 詳細必要事項の入力が斎場（火葬・式場）を使用する日の前日の午後0時（正午）までにされなかった場合は、予約を取り消すものとします。

⑧その他

- ・ 「特記事項連絡票兼火葬許可証送信票」及び「予約内容変更連絡票」は斎場ホームページからダウンロードしてください。
- ・ 空き情報は業者登録をしていなくてもWEB上の四市複合事務組合斎場予約システムにて確認できます。
- ・ 予約システムの詳細については、別冊「四市複合事務組合WEB斎場予約システム操作説明書」をご参照ください。斎場ホームページからダウンロードできます。
- ・ 予約システムから遺体保管室の当日予約はできません。当日に利用したい場合は火葬の予約をしてからご利用になる斎場に空き状況等をお問い合わせください。
- ・ 霊柩自動車の利用にあつては、予約システムにより火葬を予約後、電話にて馬込斎場にお問い合わせください。
- ・ 申請者が特別な理由により火葬の立会いをできない場合は、別の者に火葬執行にかかるすべてを委任し、委任状を提出してください。

(3) 予約システム利用者登録方法

- i 葬儀業者が予約を行うためには、『四市複合事務組合斎場予約等システム』に登録する必要がありますので、利用者登録申請を行ってください。『四市複合事務組合斎場予約等システム利用者登録申請書』は、斎場ホームページからダウンロードできます。

申請書に必要事項を記入し、登記事項証明書又は業務の概要のわかる書類を添えて、しおかぜホール茜浜窓口に提出してください。

- ii 登録されますと利用者登録番号（業者番号）及びパスワードが付与され、

予約システムによる予約申し込みが可能となります。

(4) 予約システム禁止事項

- ・ 斎場の使用の予約以外の目的で利用
- ・ 不正アクセス行為
- ・ 利用者登録番号及びパスワードを第三者に使用させること
- ・ 斎場予約等システムの管理及び運営を故意に妨害すること

4 書類の手続き

(1) 死亡届（死産届）・医師の証明書等（身体の一部）

- ① 死亡届を各市役所の戸籍担当課又は出張所の窓口もしくは亡くなられた病院等で受け取り、同届用紙内にある「死亡診断書（死体検案書）」欄に医師等の証明を受け、所定の欄に必要事項を記入してください。
- ② 各市役所の戸籍担当課又は出張所の窓口へ「死亡届（死産届）」を提出し、「死体（死胎）火葬許可証」の交付を受けます。交付された「死体（死胎）火葬許可証」の記載内容に間違いがないか必ず確認をしてください。
- ③ 身体の一部にあつては、病院等から記名押印のある医師の証明書等を受け取ってください。

(2) 馬込斎場使用許可申請・しおかぜホール茜浜使用許可申請

- ① 予約システムにより予約をしたときは、予約済一覧が「確認済」になった後「馬込斎場使用許可申請書」又は「しおかぜホール茜浜使用許可申請書」を印刷し、火葬当日「死体（死胎）火葬許可証（身体の一部にあつては「医師の証明書等」以下同じ。）」と「申請者の認印（身体の一部にあつては「身体の一部の本人及び申請者の身分証明書の写し」以下同じ。）」を持参してご利用になる斎場の窓口提出してください。

また、身体の一部の火葬において申請者が身体の一部の本人でない場合は委任状も併せて提出してください。

- ② 申請者は、斎場で葬儀を主催する方、遺体・死胎・遺骨を火葬しようとする方、身体の一部の火葬については身体の一部の本人又は身体の一部の本人から委任された方とします。
- ③ 個人の方で馬込斎場又はしおかぜホール茜浜の電話又は窓口で予約をしたときは、火葬当日「死体（死胎）火葬許可証」と「申請者の認印」を持参してご利用になる斎場の窓口提出してください。
- ④ 行政機関が使用申請をするとき公印を押印した「馬込斎場使用許可申請書」又は「しおかぜホール茜浜使用許可申請書」と「死体（死胎）火葬許可証」をご利用になる斎場の窓口提出してください。

※ 「死体（死胎）火葬許可証」の火葬場所の記載が、ご利用になる斎場（馬込斎場又はしおかぜホール茜浜）以外の場合は火葬できませんので注意してください。

※ 死亡者が住民以外の方で、「死体（死胎）火葬許可証」の申請者以外の

方が馬込斎場又はしおかぜホール茜浜の使用許可を申請する場合は、運転免許証や健康保険証などの住所のわかるものの提示を求める場合があります。

5 ご遺体の納棺と安置

(1) 納棺

① 棺は木製に限ります。エコ棺（強化段ボール製の棺及び籐（ラタン）棺）は受け入れません。ただし、死胎、改葬及び身体の一部は普通の段ボール箱の使用が可能です。

② 遺体保管室の利用、葬儀、火葬の際はご遺体が納棺されている必要があるため、棺の手配と納棺を葬儀業者等に依頼してください。

なお、ご遺体の遺体保管室への入退室については、斎場職員は対応しません。

③ 棺の対応できる大きさは、下記のとおりです。

i 火葬

○馬込斎場

- ・普通 炉：長さ 197 cm ・ 幅 59 cm ・ 高さ 60 cm 以内
- ・大型 炉：長さ 220 cm ・ 幅 70 cm ・ 高さ 60 cm 以内

○しおかぜホール茜浜

- ・大型 炉：長さ 210 cm ・ 幅 65 cm ・ 高さ 60 cm 以内
- ・特大 炉：長さ 225 cm ・ 幅 75 cm ・ 高さ 60 cm 以内

ii 霊柩自動車

- ・ワンプック型：長さ 200 cm ・ 幅 65 cm ・ 高さ 60 cm 以内

iii 遺体保管室

○馬込斎場

- ・標準：長さ 220 cm ・ 幅 75 cm ・ 高さ 58 cm 以内

○しおかぜホール茜浜

- ・標準：長さ 210 cm ・ 幅 65 cm ・ 高さ 60 cm 以内
- ・大型：長さ 225 cm ・ 幅 75 cm ・ 高さ 60 cm 以内

(2) 副葬品の制限

ご遺骨の破損、火葬時間の延長や火葬炉設備の損傷などの原因となる以下に記載の副葬品は柩の中へ入れないでください。

① ご遺骨に影響を及ぼすおそれがあるもの

- i 金属製品：指輪・携帯電話・時計・メガネ・義手・義足など
- ii ガラス製品：ビン・食器など

② 火葬時間が長くなるもの

- i 果 物：スイカ・メロンなど
- ii 大量の紙類：辞書・書籍など
- iii 繊維製品：大量の衣類・大きなぬいぐるみなど

③ 火葬炉設備が損傷するおそれがあるもの

- i 爆 発 物：飲料缶・スプレー缶・ライター・電池など
- ii カーボン製品：杖・釣り竿・ゴルフクラブ・ラケットなど

④ 大気汚染の原因となるもの

- i ビニール製品：靴・靴・玩具等
- ii 石油化学製品：衣類・寝具・緩衝材・敷物・ゴルフボール・CDなど

⑤ その他

- ・ ご遺体にペースメーカー等を埋め込んである場合は火葬中に爆発し、ご遺骨と火葬炉設備が損傷するおそれがありますので、予約時に申し出てください。
- ・ 紙幣、貨幣や指輪などの貴金属については、火葬により焼失しますので絶対に入れないでください。
- ・ ドライアイスは火葬炉内の温度が上がりにくくなるため、なるべく取り除いてください。
- ・ 故人様の愛用品（メガネなど）で納骨容器に納められる大きさのものは、柩に納めるのではなく収骨の際にご遺骨と一緒に納骨容器に納めるようにお願いします。

(3) 搬送

病院等からご遺体をご自宅や葬儀ホール等へ搬送し、通夜または火葬まで安置してください。搬送はご遺族が行うか葬儀業者等に依頼して行ってください。葬儀業者等に依頼した場合は、その業者に料金をお支払いください。

馬込斎場又はしおかぜホール茜浜の霊柩自動車を利用する場合は、ご遺体を棺に納めた状態でご利用ください。また、ご利用の際は立会い及びご利用する斎場までの同行をお願いします。

安置には火葬を実施する斎場の遺体保管室を利用できます。

6 利用当日の手続き・支払い等

(1) 火葬到着時の手続き

① 書類の提出

「馬込斎場使用許可申請書」又は「しおかぜホール茜浜使用許可申請書」とともに「死体（死胎）火葬許可証」をご利用になる斎場の火葬受入担当の確認後、窓口提出してください。

② 分骨の申し込み

- i 分骨を希望される場合は、使用許可申請書提出時に「火葬（分骨）証明申請書」に記入し、申請者の記名押印又は自署のうえ、斎場窓口で申し込みください。火葬（分骨）証明書の発行は、火葬当日に斎場にて分骨するものに限ります。

- ii 分骨用の骨壺を希望される場合は、分骨の申し込み時に申し出てください。

③ 焼骨処分の申し出

焼骨の全部を引き取ることができないときは焼骨の処分に係る「誓約書」を提出してください。ただし、申請者が6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族に限ります。

(2) 火葬中の手続き

① 書類の受取り

- i 火葬開始後、窓口で預かりました「死体（死胎）火葬許可証」に斎場長が火葬証明を行い、返却します。あわせて「馬込斎場使用許可書」又は「しおかぜホール茜浜使用許可書」をお渡しします。
- ii 火葬証明を行った「死体（死胎）火葬許可証」は、墓地等に納める際に必要となりますので、大切に保管してください。

② 使用料金等の納入

- i 斎場並びに霊柩自動車の利用及び納骨容器等の頒布に応じた使用料金等を斎場窓口にて現金で納入してください。その際、申請者が原則立ち会ってください。
- ii 使用料金の納入は火葬開始後から収骨開始までにお済ませください。
- iii 火葬を行わずに施設を使用する場合は、施設を使用した最終日に使用料金等を納付してください。
- iv 銀行振込、クレジットカード等の取扱いは行っておりませんので、現金での納入にご理解、ご協力をお願いします。

7 葬儀

(1) 葬儀業者の式場等での葬儀

- ① 葬儀業者等の式場で葬儀を行う場合は、その葬儀業者等と相談のうえ、実施してください。
- ② 葬儀終了後、馬込斎場もしくはしおかぜホール茜浜へ出棺となります。

(2) 馬込斎場又はしおかぜホール茜浜での葬儀

馬込斎場又はしおかぜホール茜浜の式場でも葬儀を行うことはできますが、葬儀の施行はご遺族が行うか葬儀業者等へご依頼ください。

8 火葬

(1) 受入時間

- ① 原則、午前9時から午後3時までの毎正時です。ただし、改葬、死胎及び身体の一部については、午前9時のみとなります。
- ② 火葬受入時間に10分経過しても到着しない場合は火葬日時を変更する又は収骨する順番を変更する場合があります。

(2) 受け入れ

馬込斎場は火葬受入口が1か所ですので到着順にご案内いたします。

しおかぜホール茜浜は火葬受入口が5か所に分かれていますので、予約システムの「予約済一覧」にて事前に入口の場所をご確認してご来場してください。火葬前日の午後5時までには確定します。

霊柩自動車へご遺体を乗せる際は頭側からお願いします。

出棺の際は、柩に氏名札を添付してください。

(3) 最後のお別れ（対面）

- ① 火葬炉前で小窓を開けて最後のお別れ（対面）をします。柩のふたを開けることやお花入れはできません。他の方の火葬受入もありますので、5分程度でお願いします。
- ② 馬込斎場又はしおかぜホール茜浜で葬儀を行った場合は、式場でご遺族、会葬者の方の最後のお別れ（対面）をします。
- ③ 最後のお別れの後、ご遺体を火葬炉にお納めし、焼香等をします。

(4) 火葬中の滞在等

- ① 火葬参列者は40名程度までとしてください。ただし、使用していない待合室がある場合は有料で使うことができます。
- ② 火葬中、ご遺族、会葬者の方は待合室にてお待ちいただきます。火葬は1時間30分程度です。待合室は清掃終了後から使用できます（概ね火葬受入時刻の15分前）。
- ③ 住民は待合室を1室無料で使用でき、住民以外は有料となります。空き状況によっては2室目もご使用いただけますが、住民であっても有料となります。なお、3室目はご使用いただけません。
- ④ 待合室で飲食される場合は、持ち込むか葬儀業者等を通じて用意してください。
また、酒類、ジュース類、おつまみ等は斎場内の売店でも販売しています。
- ⑤ 各斎場では給湯器は使用できますが、茶器、茶葉及びポットのご用意はありませんのでご持参ください。
- ⑥ 待合室利用後は原状復旧し、清掃後ごみなどはすべてお持ち帰りください。
また、室内を確認し、汚れや備品等の破損があった場合は職員に申し出てください。

(5) 納骨容器等の頒布

- ① 納骨容器及び棺を希望する方には実費で頒布します。頒布を希望する場合は、予約時又は窓口にて申し込みをし、使用許可申請書に購入の記載をして提出してください。
- ② 納骨容器等の代金は斎場施設使用料と併せて納付してください。斎場施設を使用しない場合は納骨容器等を受け取った時に納付してください。
- ③ 葬儀業者には納骨容器等の頒布は行いません。
- ④ 棺を梱包から取り出す作業は購入した方をお願いします。

(6) 骨壺の準備・取り違い等の防止

骨壺は馬込斎場にあつては収骨室後ろの棚、しおかぜホール茜浜にあつては収骨室前の指定の場所に故人名、葬儀業者名、火葬受入時刻を記載のうえ、準備をお願いします。

場所を間違えますと、他のご遺族の骨壺を使用してしまう恐れがあります。
骨壺の取り違い等防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

(7) 収骨

- ① 火葬終了後、館内放送で収骨のご案内をいたしますので、ご遺族、会葬者の方は収骨室にお集まりください。待合室には戻りませんので荷物をすべてお持ちください。
- ② ご遺族の火葬炉からの出炉確認は原則行いません。出炉の立ち合いを希望される方は斎場職員まで申し出てください。
- ③ 分骨を申し込まれた場合は収骨時に分骨を行います。
※ 収骨をもって終了となります。忘れ物のないようお帰りの準備をお願いします。

9 利用の案内及び遵守事項等

斎場を利用される方は、次の事項についてご協力をお願いします。

(1) 利用の案内

- ① 建物内は禁煙です。喫煙される方は、指定の喫煙所を利用してください。
- ② A E D（自動体外式除細動器）は馬込斎場では事務室横に、しおかぜホール茜浜では事務室前及びキッズルーム前に設置しています。
- ③ 葬儀業者や仕出し業者との業務提携や指定（推薦）は一切ありません。また、紹介もいたしません。
- ④ 午後１０時から翌午前６時まで施錠をします。やむを得ず出入りをする場合は警備員に申し出て、夜間通用口を使用してください。（友引日前日にあつては午後５時１５分から翌午前８時４５分まで施錠）
- ⑤ 忘れ物、盗難、怪我、事故等の責任は負いかねますので十分に注意してください。また、貴重品などのお預かりはできません。
- ⑥ 遺族控室又はコインロッカーの鍵を紛失、破損された場合は、鍵交換に要する費用の全額を負担して頂きます。
- ⑦ タクシーの呼出しはいたしません。窓口の隣に掲示の電話番号一覧表をご覧になり、各自でお問い合わせください。
- ⑧ ペット等（身体障がい者補助犬を除く。）は、種類、大きさに関わらず入場できません。
- ⑨ 場内での車両通行は最徐行で標識及び標示に従ってください。
- ⑩ 車両の駐車又は停車中は、アイドリング・ストップをお願いします。
- ⑪ 職員による葬儀への従事、手伝いは一切いたしません。
- ⑫ 救急車を要請する場合は、職員（夜間は警備員）にお知らせください。
なお、救急車の要請を利用者側で行った場合であっても、速やかに職員にお知らせください。
- ⑬ 災害発生時は職員の指示、誘導に従って行動してください。

(2) 遵守事項

- ① 斎場職員（事務、霊柩）、委託職員（火葬、清掃、警備等）への金品等の心付けの禁止
- ② 施設内での撮影禁止
- ③ 所定の場所以外における飲食、喫煙及び火気の使用の禁止
- ④ 使用許可を受けていない施設及び付属設備の使用の禁止
- ⑤ 物品の売買等の営利行為の禁止
- ⑥ 広告物、ポスター、ちらしその他これらに類するものの掲示もしくは配布又は看板の設置等の宣伝行為の禁止
- ⑦ 騒音を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為の禁止
- ⑧ 壁及び柱等に張り紙やくぎ打ちなどの行為の禁止
- ⑨ 建物その他の物件を破壊し、又は汚損するおそれのある行為の禁止
- ⑩ 花環の設置の禁止
- ⑪ 葬儀案内看板（捨て看板）設置の禁止
- ⑫ 湯灌の禁止
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、斎場長が斎場の管理運営上不適切当と認める行為の禁止

(3) 葬儀業者への連絡依頼事項等

- ① 予約システムによる連絡事項
 - i 体内にペースメーカー等の医療機器がある場合
 - ii 分骨を行う場合
 - iii 仏式以外の宗教の場合
 - iv 納体袋に納まっている、感染症など、顔見せができない場合
 - v 斎場の棺、骨壺を購入する場合
 - vi 待合室を2室希望する場合（ご希望に添えない場合があります）
- ② 利用当日の依頼事項
 - i 会葬者到着時の案内
 - ii 斎場到着時、棺運搬車へ移動
 - iii 告別ホール（告別室）から待合室への案内
 - iv 使用料支払時の窓口への案内
 - v 指定場所への骨壺の設置
 - vi 待合室から収骨室への案内
 - vii お客様お帰りの際の案内
 - viii 午後10時から翌午前6時まで施設を施錠いたしますので、通夜日に斎場に滞在する場合で、やむを得ず夜間に出入りする時は、事前に警備員にご用件を申し出るようご説明ください。
 - ix その他、利用における葬家に必要な伝達、案内

(4) 荷物の搬入出

斎場に自動車を使用して物品等を搬入出する場合は次の事項を守ってください。

① 停車場所

馬込斎場 第1・2式場前、第2・3式場裏、遺体保管室入口前、
待合棟2階通用口前

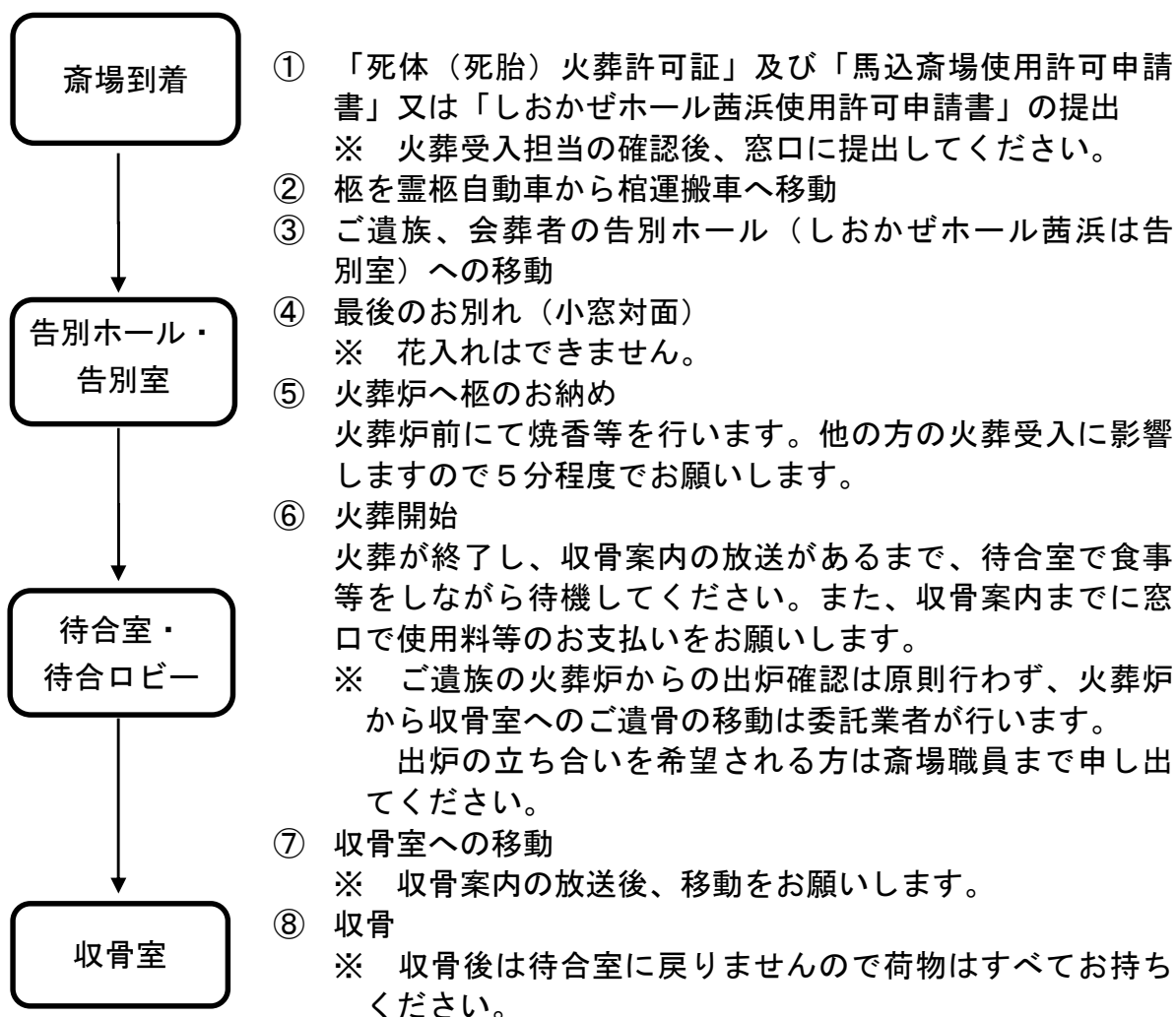
しおかぜホール茜浜 式場棟への搬入出： 式場棟東側駐車場
火葬棟への搬入出： 式場棟北側駐車場

※ 3ページ馬込斎場配置図、6ページしおかぜホール茜浜配置図参照

② 斎場入口付近には駐車しないでください。

③ 物品等の搬入出を終えた自動車は速やかに馬込斎場にあつては第3駐車場へ、しおかぜホール茜浜にあつては敷地内一般用駐車場へ移動してください。

10 火葬の流れ



11 その他

(1) 証明書の発行

① 火葬、分骨を行った場合の証明書を発行しています。ただし、分骨にあつ

ては、火葬当日に馬込斎場又はしおかぜホール茜浜にて分骨したものに限り
ます。

② 申請については、次に掲げる事項を記載した「火葬（分骨）証明申請書」
を窓口に出していただきます。

- ・ 火葬（分骨）証明申請書を提出する年月日
- ・ 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄、連絡先
- ・ 証明書の申請理由
- ・ 記名押印又は自署
- ・ 死亡者（死胎にあっては母又は父）の本籍、住所、氏名、性別、出生年月
日（死胎にあっては妊娠月数または週数）
- ・ 死亡年月日時（死胎にあっては分べん年月日時）
- ・ 死亡場所（死胎にあっては分べん場所）
- ・ 火葬日時

③ 予約システム詳細必要事項入力時に、「火葬（分骨）証明書」を希望するに
チェックをしていただくと、火葬当日に斎場にて申請書をお渡ししますので、
内容を確認のうえ押印し提出していただきます。

④ 「火葬（分骨）証明申請書」は馬込斎場ホームページ
(<https://saijou.com/magome/>) 又はしおかぜホール茜浜ホームページ
(<https://saijou.com/shiokaze/>) からダウンロードできます。

(2) 改葬予約方法

ご利用になる斎場の電話（馬込斎場 047-438-1151・しおかぜホール茜浜 047-
409-9270）又は窓口にて対応します。

詳細の打ち合わせを行うため改葬許可証をご持参し、ご来場ください。

(3) 骨葬・法事予約方法

ご利用になる斎場の電話（馬込斎場 047-438-1151・しおかぜホール茜浜 047-
409-9270）又は窓口にて対応いたします。

法事は友引日の午前中のみ使用となります。なお、法事で待合室はご利用
できません。

(4) 身体の一部の焼骨を合わせて納める場合

以前に火葬した身体の一部の焼骨を今回火葬した焼骨と合わせて骨壺に納た
い場合は、故人の身体の一部であることを証明する火葬証明書の写しを窓口
に提出していただきます。火葬証明書がない場合は、「身体の一部の焼骨の収骨に
関する申出書」を提出していただきます。

(5) その他

両替やコピーの取り扱いはありません。

Ⅲ 式場の利用について

1 概要・利用資格

(1) 概要

式場は、馬込斎場又はしおかぜホール茜浜で火葬を行う場合に、その斎場で行う葬儀（通夜・告別式）の際に、各斎場 1 日 4 件まで利用ができます。例外的に法事などでも利用ができる場合もあります。

(2) 利用資格

馬込斎場は船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市のいずれかに住所（死亡者にあつてはその死亡時の住所とし、申請者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族に限る。）にあつてはその者の住所とする。）を有する方（以下「住民」という。）がご利用いただけます。しおかぜホール茜浜は住民以外の方も利用いただけます。

ただし、斎場及びその周辺の秩序を乱し又は公益性を害するおそれがあるときや斎場の管理上支障がある認められるとき及び式場の利用が暴力団の利益になると認められるときなどは使用許可をしません。

2 使用制限

- ・ 法事（友引日の午前に行う場合は除く）で使用することはできません。
- ・ 通夜及び告別式のため、3 日にわたり使用することはできません。
- ・ 友引日の前日に通夜のため使用することは出来ません。
- ・ 火葬を行わず使用することはできません。（骨葬及び献体を行う場合、災害等でご遺体が見つからない者の葬儀は除く）

3 休業日

- ・ 1 月 1 日から同月 3 日まで
- ・ 管理者が別に定める日

4 受付時間・予約方法

(1) 受付時間

予約システムによる受付：24 時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

住民は火葬を行おうとする日の 10 日前の午前 7 時から火葬を行おうとする日の前々日の午後 0 時（正午）まで予約ができます。

住民以外の方はしおかぜホール茜浜では火葬を行おうとする日の 4 日前の午前 7 時から火葬を行おうとする日の前々日の午後 0 時（正午）まで予約ができます。なお、馬込斎場については、原則、住民の方のみがご利用いただけます。

火葬を行わない場合の式場の予約については、式場を使用する日の前日の午後 0 時（正午）までお電話にて可能です。

個人の方又はご不明な点等がある場合には、午前 9 時から午後 5 時までの間に斎場の窓口にお越しになるか、お電話にてお問い合わせください。

(2) 予約方法

火葬の予約に併せて予約システムにより行ってください。また、通夜時の式場までのご遺体の運送に斎場の霊柩自動車を使用する場合は霊柩自動車の予約も同時に行ってください。

5 式場使用者の火葬受入時間

(1) 馬込斎場

午前 11 時と午後 0 時（正午）で各時間帯 2 件までです。

(2) しおかぜホール茜浜

各階で午前 11 時と午後 0 時（正午）で各時間帯 1 件までです。

6 使用時間等

① 使用時間は、火葬前日の午後 2 時から火葬出棺まで（骨葬及び献体を行う場合の火葬を行わない式場利用並びに法事の場合は午後 0 時（正午）まで）です。

② ろうそく等の点火後は必ずどなたかが付き添ってください。一時的にでも火元から離れる場合は必ず消火してください。

③ 火葬出棺後速やかに撤去、清掃をし、職員に使用後の確認を受けてください。

7 式場利用時の出棺時刻

予約した火葬受入時刻の 15 分前に式場から出棺し、告別ホール（しおかぜホール茜浜は告別室）まで移動してください。

※出棺が遅れますと、その後の火葬に影響をおよぼしますので時間厳守をお願いします。

8 式場利用の流れ

【通夜等の日】

通夜準備

① 設営開始の事務所連絡

設営を開始することと仮眠人数を報告し、通夜仮眠者人数連絡票と式場用確認表を受け取ってください。

② 設営

設営開始は午後 2 時からです。

③ ご葬家の設定時間で開式

ろうそく等に点火をしている場合は、どなたかが付き添ってください。一時的にでも離れる場合は必ず消火してください。

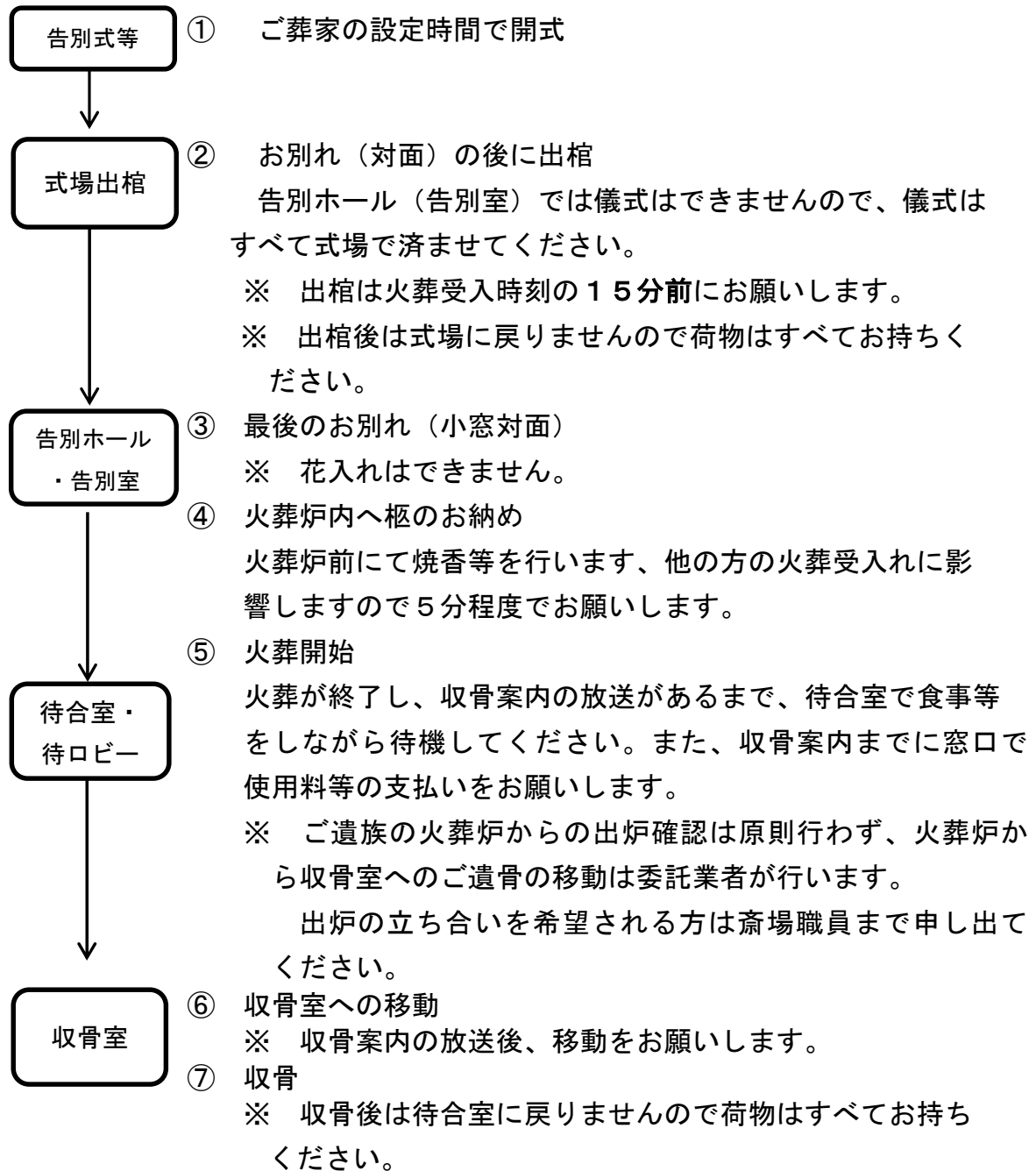
※ 通夜振舞後、速やかに片づけをしてください。

※ 午後 10 時から翌午前 6 時まで施設を施設します。

※ 通夜のため斎場に滞在する方が、やむを得ず出入りする場合は事前に警備員にご用件をお伝えいただき、夜間通用口を使用してください。

通夜等

【告別式等の日】



9 式場の飾りつけ等

(1) 遵守事項

- ① 入場者に危害を及ぼすような行為をしないこと
- ② 式場及び備品を汚損しないこと
- ③ 他の方の葬儀に迷惑を及ぼすような行為をしないこと

(2) 持込禁止物品

- ① 水を使用する物品（水車、つくばい、ししおどし及び滝など）
- ② 火を使用する物品（火鉢及びかがり火など）

- ③ 重量のある物品（岩及び石など）
- ④ お清め台及び手桶
- ⑤ 屋外に設置する案内看板及び花環
- ⑥ 水引幕

その他斎場長が危険と認めるものは持ち込むことができません。

(3) その他式場使用に係る事項

- ① 設営開始時刻は午後２時からです。
- ② 飾りつけを行える範囲は式場内とします。
生花、芳名板、遺影及び盛籠などは式場内に設置してください。
- ③ 受付の設置は馬込斎場では各式場前ロビー、しおかぜホール茜浜では各式場ホール内とします。
- ④ しおかぜホール茜浜での案内看板の設置は禁止です。ただし、馬込斎場の案内看板は、第１式場は高さ３００cm横９０cm程度（自立する看板に限る）、第２・３・４式場は高さ１５０cm横９０cm程度で決められたスペースに収めれば設置可能ですが、生花等の水物の飾りは禁止です。
- ⑤ 読経や讃美歌などの声、音楽などの音が大きい場合、他の式場の方のご迷惑となる恐れがありますので、音響機器のボリュームを下げる、扉を閉めるなどのご配慮をお願いします。
- ⑥ 馬込斎場の各式場には仏式の祭壇を設置し、神式及びキリスト教式にも対応しています。ただし、神式及びキリスト教式は数に限りがあるため、ご予約の際はお問い合わせください。

しおかぜホール茜浜の各式場には仏式の祭壇を設置し、神式及びキリスト教式にも対応しています。ただし、神式及びキリスト教式は各階１式場分となります。

- ⑦ 斎場の祭壇及びこれに付属する物品を扱う際は、手袋を着用してください。また、白木祭壇上には水気のものを配置しないでください。
- ⑧ 斎場の祭壇を使用せず、祭壇を持ち込むことができます。ただし、祭壇を式場に持ち込む場合は、暗幕を引き式場に備え付ける祭壇の前に設置するものとします。
- ⑨ 斎場の祭壇備品のみを使用する場合でも祭壇料金がかかります。

祭壇様式	祭壇備品
仏式	飾輿、厨子、写真台、位牌台、香典台、六灯雪洞、行灯、二段盛台、高欄、前机、曲録、鳴物台、木魚、木鉦、大徳寺リン、リン(小)、燭台、香炉、廻し香炉、１.５尺棺台
神式	紅白台、４寸神鏡、写真台、霊示案、真榊台、五色旗、高欄、雪洞、８寸かがり火、５寸榊立、８寸三宝１０個、２.５寸水玉、５寸瓶子、８寸神皿１０枚、３寸神皿２枚、４尺八足、前机、胡床、３尺棺台
キリスト教式	チンチラカバー、十字架、三灯立燭台、写真台、盛台、燭台、香炉、１.５尺棺台

- ⑩ 備品や壁面、床面及び天井等に釘、鋸、粘着テープなどは使用しないでください。また、持ち込んだポールを天井及び壁面に設置しないでください。
- ⑪ 祭壇及び付属する物品、式場及びロビーの備品は、原則として使用前の状態に戻してください。
- ⑫ 使用する方や入場する方が持ち込んだものは、ごみを含めてすべてお持ち帰りください。
- ⑬ 場内及び駐車場の混雑が予想される場合は、使用する方が誘導（案内）人員を用意してください。また、駐車スペース以外の駐車や他の来場者等の迷惑にならないよう配慮し、誘導に努めてください。
- ⑭ 告別式の使用者の挨拶は、式場内で済ませてください。
- ⑮ 式場は出棺後利用できません。出棺後は速やかに後片付けをし、原則として使用前の状態に戻してください。
- ⑯ 式場及び祭壇を使用する際に損傷の有無を確認して損傷があった場合は申し出てください。
- ⑰ 式場内での飲食はできません。

IV 遺族控室・通夜振舞用控室・宗教者控室の利用について

式場を使用する場合に使用ができます。両斎場とも会葬者控室（１室）、遺族控室及び宗教者控室は使用料金に含まれています。

1 遺族控室

(1) 馬込斎場

- ・第１式場：遺族控室１（１１畳）
- ・第２式場：遺族控室２（１０畳）
- ・第３式場：遺族控室３（８畳）
- ・第４式場：遺族控室４（７.５畳）

(2) しおかぜホール茜浜

- ・各式場とも６畳と４.５畳程度の２室

(3) その他使用に係る事項

- ① ご遺族の控室として告別式前日の午後２時から出棺時刻まで使用できます。
- ② 備品等は原則として使用前の状態に戻してください。
- ③ 待合室、控室、遺族控室で飲食される場合は、持ち込むか葬儀業者等を通じて用意してください。
また、酒類、ジュース類、おつまみ等は斎場内の売店でも販売しています。
- ④ 各斎場では給湯器は使用できますが、茶器、茶葉及びポットのご用意はありませんのでご持参ください。
- ⑤ しおかぜホール茜浜において、遺族控室の洗面台、トイレ、流し及びシャワールームを使用した際は、清掃をしてください。なお、清掃用具等はご利用者様がご用意してください。
- ⑥ 利用後は原状復旧し、清掃後ごみなどはすべてお持ち帰りください。
また、室内を確認し、汚れや備品等の破損があった場合は職員に申し出てください。

2 通夜振舞用控室

(1) 馬込斎場

- ・第１式場：待合室５（テーブル６台・３６席）
- ・第２式場：待合室２（テーブル６台・３６席）
- ・第３式場：待合室３（テーブル６台・３６席）
- ・第４式場：待合室４（テーブル６台・３６席）

(2) しおかぜホール茜浜

- ・第１式場：控室１（テーブル８台・４８席）
- ・第２式場：控室２（テーブル６台・３６席）
- ・第３式場：控室３（テーブル８台・４８席）
- ・第４式場：控室４（テーブル６台・３６席）

(3) その他使用に係る事項

- ① 馬込斎場は告別式前日の午後5時から午後10時までと告別式当日の午前6時から出棺時刻まで、しおかぜホール茜浜は告別式前日の午後2時から午後10時までと告別式当日の午前6時から出棺まで使用できます。

※ 通夜振舞後は速やかに片づけをしてください。

※ 複数控室を希望の際は、空きがある場合に限り馬込斎場では第1式場は5室、それ以外は2室まで増やすことができ、しおかぜホール茜浜では各式場で2室まで増やすことができます。ただし、斎場長が認める場合はこの限りではありません。

- ② 利用後は原状復旧し、清掃後ごみなどはすべてお持ち帰りください。
また、室内を確認し、汚れや備品等の破損があった場合は職員に申し出てください。
- ③ 放送用スピーカーのボリュームを下げた場合は、収骨案内の放送が聞こえなくなるため、必ず元に戻してください。

3 宗教者控室

- ① 式場ごとに宗教者控室があります。

馬込斎場の第1式場は警備室横に、第2式場から第4式場は第2式場横にあります。

しおかぜホール茜浜は各式場の遺族控室隣にあります。

- ② 翌日の告別式で使われる荷物につきましても、紛失、盗難などの誤解の発生原因となりますので宗教者控室内に残さないでください。
- ③ 利用後は原状復旧し、清掃後ごみなどはすべてお持ち帰りください。
また、室内を確認し、汚れや備品等の破損があった場合は職員に申し出てください。

V 遺体保管室等の利用について

遺体保管室の使用にあっては火葬予約時に行ってください。

遺体保管室は、遺体保管室を設置してある斎場で火葬する場合に限り使用できます。ただし、構成市以外の住民が構成市内で死亡し、組合設置の斎場以外で火葬する場合で、速やかに構成市以外に遺体運送できない時は使用できます。

※ 遺体保管室とはご遺体を冷蔵保管する個々の保管室の名称とし、個々の遺体保管室を設置している部屋を霊安室とします。

1 遺体保管室数

馬込斎場 16 室、しおかぜホール茜浜 14 室

2 入出時間等

- ① 午前 9 時（出棺は午前 8 時 45 分）から午後 5 時まで
- ② 火葬時間の 10 分前には告別ホール（告別室）へ移動してください。
- ③ 火葬炉への出棺は各時間帯 2 件までとします。

3 面会時間

- ① 午前 9 時から午後 5 時までとなります。
- ② 入退室にあたっては、斎場職員の指示に従ってください。
- ③ ご面会を希望される場合は、事前に人数及び来場時間を斎場に連絡し、施設使用申請者または葬儀の委託を受けた葬儀業者が立会ってください。
- ④ 遺体保管室からのご出棺・ご入室が優先となります。入出室など他の利用により時間調整をお願いする場合があります。

4 面会室の使用

- ① 1 時間帯あたり 1 件のみ『お別れ』に面会室を使用できます。
- ② 利用時間は火葬受入時刻の 30 分前から 20 分間（例：午前 10 時火葬の場合は午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分）です。なお、午前 9 時火葬の場合は午前 8 時 45 分からの 5 分程度の利用となります。
- ③ 面会室に納まる人数で扉を閉めて行ってください。読経、焼香等はできません。

5 その他

- ① 遺体保管室及び面会室のご利用を希望される場合は予約システムにより申し込んでください。
- ② 遺体保管室の使用時間は 12 時間以上とし、使用時間が 24 時間を下回る場合でも 24 時間の料金とします。使用料の算定は、予約開始時刻からとしますので予約開始時刻に入室できない場合は電話又は窓口へ連絡をお願いし

ます。連絡がない場合は予約開始時刻からの算定なる場合がありますのでご注意ください。

- ③ 霊安室までは棺に納めずストレッチャーによる搬入が可能です。遺体保管室へ安置する場合はご遺体を棺に（身体の一部は段ボール等）納めるようにしてください。
- ④ ご遺体は、体液、臭気漏れのないように措置してください。
- ⑤ 通夜式前の旅支度や化粧直しは霊安室で行わず通夜式場で行ってください。
- ⑥ 霊安室でのお別れ式はできません。
- ⑦ ご葬家、会葬の方は、遺体保管室からのご出棺（告別ホールへの移動）の際は、告別ホール（しおかぜホール茜浜は告別室）でお待ちいただき、面会室でのお別れの際は、面会室でお待ちいただき、ご遺体の移動は申請者または葬儀の委託を受けた葬儀業者が行ってください。
- ⑧ ごみなどはすべてお持ち帰りください。

VI 霊柩自動車の利用について

霊柩自動車の使用にあつては、火葬の予約時に行ってください。なお、当日のご予約はできません。

1 利用対象

- ① 霊柩自動車の着地は馬込斎場及びしおかぜホール茜浜のみとし、発地は構成市(船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市)及び構成市に隣接する市(千葉市、市川市、松戸市、柏市、白井市、印西市、佐倉市)からのみとします。
- ② 斎場を出発する時刻と、運行を終えて霊柩自動車が斎場へ到着する時刻が、運行に従事する職員の勤務時間内(8時45分から17時15分)で運行できる範囲が対象となります。
- ③ 霊柩自動車の運転手による納棺、出棺時のお手伝いは行っていません。ご遺族もしくは葬儀業者等にてお願いします。

2 距離加算

- ① 申請者もしくは死亡者が住民の場合で、運行が構成市内のみの場合は基本料金のみですが、構成市以外の区域の運行については距離加算があります。
- ② 申請者及び死亡者が住民以外の場合は、基本料金に距離加算をします。
- ③ 申請者もしくは死亡者が住民の場合で、構成市以外の区域を運行した場合の距離加算は、それぞれ方面別にした次表に掲げる構成市走行距離を差引いた距離とします。

方 面	構成市走行距離(Km)	
	馬込斎場	しおかぜホール茜浜
市川市	8	12
松戸市	15	25
千葉市	21	14
柏市	16	27
白井市・印西市	9	22
佐倉市	30	20

- ④ 申請者もしくは死亡者が住民の場合で、構成市以外の区域を運行する下記の出棺場所の加算距離は、次表に掲げる住民の距離とします。

また、申請者及び死亡者が構成市以外の住民の場合で、下記の出棺場所の距離加算の距離は、次表に掲げる住民以外の距離とします。

出 棺 場 所		馬込斎場		しおかぜホール茜浜	
		住民 (km)	住民以外 (km)	住民 (km)	住民以外 (km)
船橋市	ファミリーホール船橋	—	1	—	12
	大念寺	—	1	—	12
	金杉ホール	—	5	—	12
	一会会館	—	6	—	13
	せいしんホール	—	7	—	12
	船橋儀式殿	—	8	—	14
	こみや	—	9	—	14
	インマヌエル船橋教会	—	10	—	15
	船橋教会	—	10	—	12
	行法寺	—	11	—	13
	船橋東儀式殿	—	12	—	15
	ライフケア船橋会堂	—	12	—	15
	了源寺	—	12	—	13
	三咲霊園	—	14	—	22
	プライマリーホール	—	14	—	17
	ファミリー津田沼駅前	—	15	—	15
	習志野台教会	—	17	—	20
	カトレア会館薬円台	—	18	—	20
	縁 前原東	—	14	—	14
	阿弥陀寺	—	19	—	23
	船橋昭和浄苑	—	20	—	28
	習志野ガーデンホール	—	21	—	21
習志野市	ライフケア津田沼	—	15	—	13
	東福寺	—	17	—	13
	西光寺	—	17	—	14
	ウィズモア大久保	—	18	—	16
	ルーテル津田沼教会	—	18	—	14
	ファミリー大久保	—	20	—	17
	東漸寺	—	20	—	16
	薬師寺	—	20	—	18
	海徳寺	—	20	—	15
	慈眼寺	—	24	—	17
	習志野斎場	—	25	—	25

	習志野カトリック教会	—	28	—	24
	無量寺	—	28	—	28
八千代市	正願寺	—	20	—	23
	八千代儀式殿	—	23	—	26
	ライフケア八千代会堂	—	23	—	25
	ファミリーユ八千代	—	25	—	27
	花ごよみ	—	25	—	27
	長妙寺	—	26	—	28
	八千代聖書教会	—	26	—	27
	地蔵院	—	28	—	27
	大師霊園	—	29	—	30
	アテインゆりのきホール	—	31	—	31
	八千代斎場	—	33	—	28
	メモリープレイス村上	—	35	—	34
	カトレア会館八千代	—	40	—	37
	勝田台教会	—	40	—	39
鎌ヶ谷市	グリーンホール道野辺	—	6	—	16
	Kioro 鎌ヶ谷	—	7	—	17
	ふかやま鎌ヶ谷斎場	—	9	—	19
	鎌谷寺	—	10	—	20
	初富の里	—	11	—	21
	ファミリーユ鎌ヶ谷	—	15	—	15
	メモリアルホールらん	—	17	—	27
	さつまの里	—	19	—	28
千葉市	ライフケア千葉会堂	21	43	21	40
	千葉阿弥陀寺	36	58	22	45
	雅 幕張本郷ホール	4	26	7	20
	セレモ 八千代台・花見川ホール	2	24	6	24
	雲人会館	1	28	6	24
	カトリック習志野教会	1	28	6	24
	長胤寺	8	30	9	24
	雅 検見川ホール	10	32	8	26
佐倉市	志津霊園	1	45	6	43
松戸市	石井会館	1	15	2	25

	江戸川会館	5	15	5	27
	ファミリー六実ホール	2	16	4	26
	東葛メモリー	12	22	12	38
	松戸儀式殿	16	26	16	35
	東漸寺	23	33	21	40
市川市	市川儀式殿	6	11	10	20
	了極寺	6	16	6	19
	シティホール市川	10	20	10	26
	本八幡儀式殿	14	24	21	25
	合掌殿	25	35	21	32
白井市	ライフケア西白井	8	18	6	27
印西市	縁	24	34	14	44
	虹のホール印西	32	42	22	51

3 支払い

霊柩自動車使用料は斎場施設使用料と併せて納付してください。

4 その他

- ① 有料道路及び駐車場に係る料金は、利用者の直接負担とします。
- ② 遺体搬送の際は立会及び着地までの同行をお願いします。
- ③ 午前9時の火葬に係る霊柩運行には使用できません。
- ④ 当日の予約はできません。
- ⑤ 霊柩車で搬送できる棺の大きさは下記のとおりです。

長さ200cm・幅65cm・高さ60cm以内

Ⅶ 利用料金

1 馬込斎場

(令和7年4月1日現在)

区 分		単 位	金 額		
			住 民	住民以外	
火 葬	1 5 歳以上	1 体	1 1, 0 0 0 円	1 1 0, 0 0 0 円	
	1 5 歳未満	1 体	9, 0 0 0 円	9 0, 0 0 0 円	
	死 胎	1 胎	5, 0 0 0 円	5 0, 0 0 0 円	
	改 葬	1 件	5, 0 0 0 円	5 0, 0 0 0 円	
	身体の一部	1 件	5, 0 0 0 円	5 0, 0 0 0 円	
待合室	待 合 室 1	1 室	6 6 0 円	6, 6 0 0 円	
	上 記 以 外	1 室	1, 3 2 0 円	1 3, 2 0 0 円	
式 場	第 1 式 場	1 回	8 5, 1 4 0 円	1 7 0, 2 8 0 円	
	第 2 ・ 3 式場	1 回	7 4, 5 8 0 円	1 4 9, 1 6 0 円	
	第 4 式 場	1 回	6 2, 7 0 0 円	1 2 5, 4 0 0 円	
	追加会葬者控室		1 時間	2, 4 2 0 円	4, 8 4 0 円
	祭壇	標準型	1 回	4, 0 7 0 円	8, 1 4 0 円
		大 型	1 回	4, 7 3 0 円	9, 4 6 0 円
遺体保管室（霊安室）		24 時間	5, 5 0 0 円	1 1, 0 0 0 円	

2 しおかぜホール茜浜

(令和7年4月1日現在)

区 分		単 位	金 額	
			住 民	住民以外
火 葬	15歳以上	1 体	11,000 円	110,000 円
	15歳未満	1 体	9,000 円	90,000 円
	死 胎	1 胎	5,000 円	50,000 円
	改 葬	1 件	5,000 円	50,000 円
	身体の一部	1 件	5,000 円	50,000 円
待合室	待合室5,10,11	1 室	1,100 円	11,000 円
	上 記 以 外	1 室	2,200 円	22,000 円
式 場	第 1 式 場	1 回	92,510 円	185,020 円
	第 2 式 場	1 回	75,350 円	150,700 円
	第 3 式 場	1 回	92,510 円	185,020 円
	第 4 式 場	1 回	75,350 円	150,700 円
	追加会葬者控室	1 時間	2,750 円	5,500 円
	祭 壇	1 回	4,070 円	8,140 円
遺体保管室（霊安室）		24 時間	5,500 円	11,000 円

3 霊柩自動車

(令和7年4月1日現在)

区 分	単 位	基 本 額	距離加算額 (1kmにつき)
ワンボックス型	1 柩	5,500 円	190 円

- ※ 火葬以外は消費税等相当額が含まれています。
- ※ この表において『住民』とは、申請をする方が民法第725条に規定する親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）の方、死亡者にあつては死亡時の住所及び死胎にあつては母又は父の住所が構成市に有する場合とし、『住民以外』とはそれ以外とします。
- ※ 待合室の使用時間は、出棺時刻から火葬終了時刻までとします。
- ※ 式場の使用時間は午後2時から出棺時刻までとし、使用料金には会葬者控室（1室）、遺族控室及び宗教者控室の使用を含みます。
- ※ 式場会葬者控室の使用時間は馬込斎場では午後5時から午後10時までと翌日の午前6時から出棺時刻までとし、しおかぜホール茜浜では午後2時から午後10時までと翌日の午前6時から出棺時刻までとします。
- 追加会葬者控室の使用料金は1時間単価に使用時間数（1時間未満の端数は1時間とします）を乗じて得た額とします。
- ※ 遺体保管室の単位時間を超過して使用するときは、超過する1時間（1時間未満の端数は1時間とします）ごとに、金額を単位時間数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、端数切捨て）を乗じて得た額として加算します。ただし、超過額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。単位時間を満たさない使用は、単位時間を使用したものとみなします。
- ※ 遺体保管室使用料の算定は、予約開始時刻からとします。予約開始時刻に入室できない場合は斎場施設へ連絡をお願いします。連絡がない場合は予約開始時刻から算定されますのでご注意ください。
- ※ 住民が火葬のために待合室を使用したときは、1室に限り無料とします。
- ※ 住民以外の方はしおかぜホール茜浜のみ火葬を行おうとする日の4日前の午前7時から火葬を行おうとする日の前々日の午後0時（正午）まで予約ができます。なお、馬込斎場については、原則、住民のみがご利用いただけます。
- ※ 住民のための区域（船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市）内運行は距離加算されません。

版数	発行	内容
初 版	平成30年 3月	新規
第2版	平成30年 4月	改定
第3版	令和 元年 10月	改定
第4版	令和 2年 12月	改定
第5版	令和 3年 6月	改定
第6版	令和 5年 7月	改定
第7版	令和 7年 4月	改定

添付資料

【斎場予約等利用者登録申請書】

四市複合事務組合斎場予約等システム利用者登録申請書

令和 年 月 日

四市複合事務組合管理者あて

申請者 所在地

(個人にあつては住所)

法人名

代表者職氏名

印

(個人にあつては氏名)

四市複合事務組合斎場運営要綱第27条の規定により、次のとおり四市複合事務組合斎場予約等システム利用者登録を申請します。

1	ふりがな	
	利用者登録名	
2	所在地 (個人にあつては住所)	〒
3	電話番号	
4	FAX番号	
5	メールアドレス	

*電話番号及びFAX番号は市外局番から正しく記入して下さい。

【馬込斎場使用許可申請書】（手書用）

馬込斎場使用許可申請書

令和 年 月 日

四市複合事務組合管理者 あて

次のとおり斎場施設を使用したいので申請します。

申請者	住 所	
	氏 名	印
	死亡者との続柄	
	連絡先電話番号	

※申請者の記名押印又は自署をしてください。

予約番号			
死亡者 (死因の場合は父兄)	住 所		
	氏 名	性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出生年月日 (妊娠月数又は週数)	年 月 日 (妊娠 月又は 週)	
死亡年月日時 (分べん年月日時)		年 月 日 時 分	
火葬の区分		☐ 死 体 ☐ 死 胎 ☐ 改 葬 ☐ その他	

種別	使用日時	
斎場施設	火葬	月 日 時 分
	控室 (室)	☐ 火葬 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 火葬 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 遺族 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 遺族 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
	式場	第 式場 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
遺体保管室	☐ 祭壇使用する ☐ 祭壇使用しない	
霊きゅう自動車 (回)	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	

納骨容器等購入	購入を ☐ 希望する ☐ 希望しない
---------	--

【馬込斎場使用許可申請書】（予約システム用）

馬込斎場使用許可申請書

（あて先） 四市複合事務組合管理者

令和 年 月 日

次のとおり斎場施設を使用したいので申請します。

申請者	住 所		
	氏 名	印	
	（自署）		
	死亡者との続柄		
	連絡先電話番号		

※申請者の押印または自署をしてください。

予約番号			
死亡者 （死胎の場合は父母）	住 所		
	氏 名		
	出生年月日 （妊娠月数又は週数）		
	死亡年月日時 （分べん年月日時）		
火葬の区分			

種別	使用日時	
斎場施設	火葬	
	控室 （1室）	
式場	----	
祭壇	----	
遺体保管室	----	
霊きゅう自動車	霊きゅう自動車	----

納骨容器等購入	
---------	--

【馬込斎場使用許可申請書】（身体の一部用）

馬込斎場使用許可申請書

（あて先） 四市複合事務組合管理者

令和 年 月 日

次のとおり斎場施設を使用したいので申請します。

申請者	住 所		
	氏 名	印	
	（自署）		
	当人との続柄		
	連絡先電話番号		

※申請者の押印または自署をしてください。

予約番号			
身体の一部の当人	住 所		
	氏 名		
	出生年月日		
火葬の区分		身体の一部	

種別		使用日時
斎場施設	火葬	
	待合室	---
式場	---	
祭壇	---	
遺体保管室	---	
霊きゅう自動車	霊きゅう自動車	---

納骨容器等購入	
---------	--

【馬込斎場火葬（分骨）証明申請書】（火葬証明用）

火 葬 （ 分 骨 ） 証 明 申 請 書			
(あて先) 四市複合事務組合 馬込斎場長			
死亡者 (死胎の場合は父母)	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	出生年月日		
	妊娠月数又は週数		
死亡年月日時 (分べん年月日時)			
死亡場所 (分べん場所)			

火 葬 日 時	
☐火葬許可証の再交付 ☐その他 のため、火葬証明書の交付を申請します。 令和 年 月 日 印 ※申請者の押印または自署してください。	

【馬込斎場火葬（分骨）証明申請書】（分骨証明用）

火 葬 （ 分 骨 ） 証 明 申 請 書 （あて先） 四市複合事務組合 馬込斎場長			
死亡者 （死胎の場合は父母）	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	出生年月日		
	妊娠月数又は週数		
死亡年月日時 （分べん年月日時）			
死亡場所 （分べん場所）			

火 葬 日 時	
分骨のため、火葬分骨証明書の交付を申請します。 令和 年 月 日 印 ※申請者の押印または自署してください。	

【馬込斎場誓約書】（焼骨処分用）

誓 約 書

四市複合事務組合 馬込斎場長 あて

死亡者（死胎の場合は父母）	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出生年月日	年 月 日		
	妊娠月数又は週数	月 又は 週	性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳

令和 年 月 日 時 分火葬執行した上記の者の焼骨の処分にあたり、異議申し立てを行わないこと及び火葬申請者以外の者からの異議申し立てに対し、全責任をもって対処することを誓約します。

令和 年 月 日

火葬申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄

連絡先電話番号

【馬込斎場誓約書】（焼骨処分用・身体の一部）

誓 約 書 四市複合事務組合 馬込斎場長 あて			
身体 の 一 部 の 当 人	住 所		
	氏 名		性別
	出生年月日	年 月 日	

令和 年 月 日 時 分火葬執行した上記の者の焼骨の処分にあたり、異議申し立てを行わないこと及び火葬申請者以外の者からの異議申し立てに対し、全責任をもって対処することを誓約します。	
令和 年 月 日	
火葬申請者	住 所
氏 名	
当人と続柄	
連絡先電話番号	

【馬込斎場身体の一部の焼骨の収骨に関する申出書】

身体の一部の焼骨の収骨に関する申出書 四市複合事務組合 馬込斎場長 あて				
死 亡 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出生年月日	年 月 日		
	持参した身体の一部の部位			

令和 年 月 日 時 分火葬執行した上記の者の焼骨を収骨する際に、死亡者本人の過去に火葬した身体の一部の焼骨を合わせて骨壺に納めることを希望するので申し出ます。

令和 年 月 日

火葬申請者 住 所

氏 名 ㊞

死亡者との続柄

連絡先電話番号

【馬込斎場特記事項連絡票兼火葬許可証送信票】

特記事項連絡票 兼 火葬許可証送信票			
四市複合事務組合 馬込斎場長 あて			
葬儀業者名 _____ 担当者名 _____ 連絡先 _____			
予約番号		死亡者氏名	
火葬日時	年 月 日 時火葬		

下記のとおり特記事項がありますので連絡します。

【馬込斎場予約内容変更連絡票】

予約内容変更連絡票			
四市複合事務組合 馬込斎場長 あて			
葬儀業者名 _____			
担当者名 _____			
連絡先 _____			
予約番号		死亡者氏名	
火葬日時	年 月 日 時火葬		

下記のとおり予約内容に変更が生じましたので変更をお願いします。		
変 更 前	変 更 後	理 由

【しおかぜホール茜浜使用許可申請書】（手書用）

しおかぜホール茜浜使用許可申請書

令和 年 月 日

四市複合事務組合管理者 あて

次のとおり斎場施設を使用したいので申請します。

申請者	住所			
	氏名	印		
	死亡者との続柄			
	連絡先電話番号			

※申請者の記名押印又は自署をしてください。

予約番号				
死亡者 (死胎の場合は父兄)	住所			
	氏名		性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出生年月日 (妊娠月数又は週数)	年 月 日 (妊娠 月又は 週)		
死亡年月日時 (分べん年月日時)		年 月 日	時 分	
火葬の区分		☐ 死 体 ☐ 死 胎 ☐ 改 葬 ☐ その他		

種別	使用日時	
斎場施設	火葬	月 日 時 分
	控室 (室)	☐ 火葬 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 火葬 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 遺族 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 遺族 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
		☐ 通夜 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
	式場	第 式場 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分
遺体保管室	☐ 祭壇使用する ☐ 祭壇使用しない	
霊きゅう自動車 (回)	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	
	月 日 ☐ バン型 ☐ ワンボックス型	

納骨容器等購入	購入を ☐ 希望する ☐ 希望しない
---------	--

【しおかぜホール茜浜使用許可申請書】（予約システム用）

しおかぜホール茜浜使用許可申請書

（あて先） 四市複合事務組合管理者

令和 年 月 日

次のとおり斎場施設を使用したいので申請します。

申請者	住 所		
	氏 名	印	
	(自署)		
	死亡者との続柄		
	連絡先電話番号		

※申請者の押印または自署をしてください。

予約番号			
死亡者 (死胎の場合は父母)	住 所		
	氏 名		
	出生年月日 (妊娠月数又は週数)		
	死亡年月日時 (分べん年月日時)		
火葬の区分			

種別	使用日時	
斎場施設	火葬	
	待合室 (1室)	
	式場	— — —
祭壇	— — —	
遺体保管室	— — —	
霊きゅう自動車	霊きゅう自動車	— — —

納骨容器等購入	
---------	--

【しおかぜホール茜浜使用許可申請書】（身体の一部用）

しおかぜホール茜浜使用許可申請書

（あて先） 四市複合事務組合管理者

令和 年 月 日

次のとおり斎場施設を使用したいので申請します。

申請者	住 所		
	氏 名	印	
	（自署）		
	本人との続柄		
	連絡先電話番号		

※申請者の押印または自署をしてください。

予約番号			
身体の一部の当人	住 所		
	氏 名		
	出生年月日		
火葬の区分		身体の一部	

種別	使用日時	
斎場施設	火葬	
	待合室	
	式場	---
祭壇	---	
遺体保管室	---	
霊きゅう自動車	霊きゅう自動車	---

納骨容器等購入	
---------	--

【しおかぜホール茜浜火葬（分骨）証明書】（火葬証明用）

火 葬 （ 分 骨 ） 証 明 申 請 書			
（あて先） 四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜 斎場長			
死 亡 者 （ 死 胎 の 場 合 は 父 母 ）	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	出生年月日		
	妊娠月数又は週数		
死亡年月日時 （分べん年月日時）			
死亡場所 （分べん場所）			

火 葬 日 時	
---------	--

☐火葬許可証の再交付
 ☐その他
 のため、火葬証明書の交付を申請します。

令和 年 月 日

印

※申請者の押印または自署してください。

【しおかぜホール茜浜火葬（分骨）証明書】（分骨証明用）

火 葬 （ 分 骨 ） 証 明 申 請 書			
（あて先） 四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜 斎場長			
死 亡 者 （ 死 胎 の 場 合 は 父 母 ）	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	出生年月日		
	妊娠月数又は週数		
死亡年月日時 （分べん年月日時）			
死亡場所 （分べん場所）			

火 葬 日 時	
---------	--

分骨のため、火葬分骨証明書の交付を申請します。

令和 年 月 日

印

※申請者の押印または自署してください。

【しおかぜホール茜浜誓約書】（焼骨処分用）

誓 約 書				
四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜 斎場長 あて				
死亡者（死胎の場合は父母）	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出生年月日	年 月 日		
	妊娠月数又は週数	月 又は 週	性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳

令和 年 月 日 時 分火葬執行した上記の者の焼骨の処分にあたり、異議申し立てを行わないこと及び火葬申請者以外の者からの異議申し立てに対し、全責任をもって対処することを誓約します。

令和 年 月 日

火葬申請者 住 所

氏 名 印

死亡者との続柄

連絡先電話番号

【しおかぜホール茜浜誓約書】（焼骨処分用・身体の一部）

誓 約 書			
四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜 斎場長 あて			
身 体 の 一 部 の 当 人	住 所		
	氏 名		性別
	出生年月日	年 月 日	
		☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳	

令和 年 月 日 時 分火葬執行した上記の者の焼骨の処分にあたり、異議申し立てを行わないこと及び火葬申請者以外の者からの異議申し立てに対し、全責任をもって対処することを誓約します。

令和 年 月 日

火葬申請者 住 所

氏 名

当人との続柄

連絡先電話番号

【しおかぜホール茜浜身体の一部の焼骨の収骨に関する申出書】

身体の一部の焼骨の収骨に関する申出書			
四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜 斎場長 あて			
死 亡 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出生年月日	年 月 日	
	持参した身体の一部の部位		

令和 年 月 日 時 分火葬執行した上記の者の焼骨を収骨する際に、死亡者本人の過去に火葬した身体の一部の焼骨を合わせて骨壺に納めることを希望するので申し出ます。			
令和 年 月 日			
火葬申請者	住 所		
	氏 名		印
死亡者との続柄			
連絡先電話番号			

【しおかぜホール茜浜特記事項連絡票兼火葬許可証送信票】

特記事項連絡票 兼 火葬許可証送信票			
四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜 斎場長 あて			
<u>葬儀業者名</u> <u>担当者名</u> <u>連絡先</u>			
予約番号		死亡者氏名	
火葬日時	年	月	日
時火葬			

下記のとおり特記事項がありますので連絡します。

【しおかぜホール茜浜予約内容変更連絡票】

予約内容変更連絡票			
四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜 斎場長 あて 葬儀業者名 _____ 担当者名 _____ 連絡先 _____			
予約番号		死亡者氏名	
火葬日時	年 月 日	時火葬	

下記のとおり予約内容に変更が生じましたので変更をお願いします。		
変 更 前	変 更 後	理 由

委 任 状

四市複合事務組合 馬込斎場・しおかぜホール茜浜 斎場長 あて

代理人

法 人 名 _____

代表者職氏名 _____

私は上記のものを代理人と定め、次の権限を委任いたします。

委任事項

令和____年____月____日火葬故_____の火葬立会い・
収骨・保管の一切の権限。

理由

令和 年 月 日

委任者住所 _____

委任者氏名 _____ 印

故人との続柄 _____

委 任 状

四市複合事務組合 馬込斎場・しおかぜホール茜浜 斎場長 あて
代理人

法 人 名 _____

代表者職氏名 _____

私は上記のものを代理人と定め、次の権限を委任いたします。

委任事項

令和____年____月____日、_____の身体の一部火葬の立会
い・収骨・保管の一切の権限。

理由

令和 年 月 日

委任者住所 _____

委任者氏名 _____ 印

当人との続柄 _____

【親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）】

